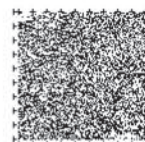


# 資料編

---



# 1 障害者団体等のヒアリング結果

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画策定に伴う障害者団体等へのヒアリング

実施期間：平成29年4月から10月

ヒアリング実施団体等一覧(計20団体)	
富山市身体障害者協会(身)	富山市肢体不自由児者父母の会(肢)
富山市視覚障害者協会(視)	富山市聾唖福祉協会(聾)
富山市手をつなぐ育成会(手)	富山市精神障害者家族会等連絡会(精)
富山地区腎友会(腎)	富山市盲ろう者友の会(盲)
(特非)文福(文)	(特非)富山ダルクリカバリークルーズ(ダ)
(特非)障がい者生活支援グループフレンズ富山(フ)	(特非)自立生活支援センター富山(自)
(特非)大きな手小さな手(大)	富山市心臓病の子どもを守る会(心)
(公社)日本オストミー協会富山県支部「太陽の会」(オ)	こぼと会(富山市障害者(児)父母の会)(こ)
富山ケアネットワーク(ケ)	障害者(児)を守る富山市連絡会(障)
富山市身体障害者福祉協議会	(公財)日本リウマチ友の会富山支部富山市分会

## (1) 地域共生社会について

### ①基本理念について

- ・ノーマライゼーション(障害のある人)社会の実現からソーシャルインクルージョン(社会的なマイノリティ)社会の実現へ転換していただきたい。(精)

### ②発信・広報について

- ・障害者基本法で障害の定義が医療モデルから社会モデルに変わったこと、そのことにより変わるべきは、社会の側であることをもっと発信・広報してほしい。(文)

### ③東京パラリンピックのレガシーを障害福祉計画へ

- ・計画期間が東京オリンピック・パラリンピックと重なるので、ユニバーサルデザイン2020行動計画、パラリンピックレガシーとして心のバリアフリー、日身連会長提言などの内容を計画の中でふれておいてほしい。(身)

### ④地域との関係作り

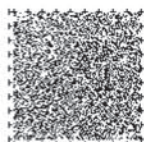
- ・福祉サービスが充実すると、それまで関わっていた地域の人たちが離れ、孤独になる。給付でやるものと地域(ボランティア)でやるものに分け、地域との人間関係を作り、見守り体制ができれば良い。(文)
- ・富山型デイサービスが、困っている人が気軽に相談に来られる「福祉のコンビニ」になればと思う。(ケ)
- ・福祉の教育について、まちづくりから考える、福祉六法からではなく地域福祉から学ぶ、そういった視点も必要である。(ケ)

### ⑤障害のある人と健常者がともに働く場として

- ・お互いにお互いをどのように尊重し、認め合っているのか、能力差別、異形に対する差別意識、価値観の違い、思い込み等が障壁になっているといえる。(自)

### ⑥自立支援協議会の構成について

- ・聴覚障害者及び視覚障害者の団体からも委員を選出し、情報アクセシビリティ、意思疎通支援の施策推進の強化を図ってください。(聾)



## (2) 相談支援について

### ①計画相談支援について

- ・相談支援事業所の増加を、計画を立てる相談専門員の増員を、計画書類等の簡略化もお願いします。(視)
- ・計画相談支援について、相談員一人あたりの担当件数が多く、限界に来ている。(ケ)
- ・親が介護保険、子が障害福祉サービスを利用している場合、親は介護ケアマネージャー、子は相談支援専門員等で異なるため、同じ支援者で行ってほしい。(身)

### ②障害者支援体制の確立について

- ・相談支援体制を充実させていく必要がある。(精)(身)(こ)
- ・障害者差別解消に関わる相談窓口にワンストップで相談できる体制づくりをしてください。(盲)
- ・相談支援の質の向上や人材の確保、体制の強化をお願いします。(障)

## (3) 保健・医療について

### ①現物給付方式について

- ・現在の償還払方式の5病院にも現物給付方式に改めていただきたい。(富山赤十字病院、富山県立中央病院、富山大学附属病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、富山通信病院)(視)(こ)
- ・老人医療費助成制度について、現物給付を継続するようお願いします。(障)

### ②人工透析の現状と課題について(腎)

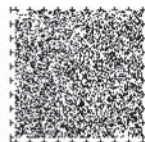
- ・富山県内では約1,200か所の医療機関があるが、透析ができるのは約40か所と限られており、利用者(約2,400人)が集中している。高齢とともに介護が必要な人が増えている。高齢化率は約63%。
- ・透析を受けるための交通費への支援をお願いしたい。
- ・通院への介護の人手が不足している。療養施設での部屋代がアップしており、生活が苦しくなっている。(腎)
- ・在宅透析を希望する人は県内で2名いるが、緊急時の対応がしっかりできないと難しい。
- ・仕事を続けるためには、夜間透析が必要な場合が多く、夜間透析を行っている病院が少ないため、遠くまで通院しているケースが多い。
- ・災害時は、週3回の透析を受けないと急激に体調が悪化する。
- ・県内には移植コーディネーターが1名しかいない。複数のコーディネーターが必要である。
- ・透析医療従事者(医師、看護師、臨床工学士等)の必要数の確保をお願いします。

### ③心臓病児の現状と課題について(心)

- ・フォンタン手術後の後遺症が生活状況や病状の変化、成人していく過程でどのような問題が出るのか相談できる体制を整備していただきたい。
- ・心臓病の子どもたちが、病気を乗り越える過程として、これから手術を迎えようとする時期、術後期、思春期、就職期等のステージがあり、その過程について対応できる相談窓口の設置をお願いしたい。
- ・小児慢性疾患患者の差額ベッド料を無くし、医療上の必要性で適切な指導をお願いしたい。
- ・保険外負担を無くし、食事代の患者負担も自立支援事業での医療の対象としてほしい。
- ・住民税非課税世帯と重症患者の小児慢性疾患と難病の医療費は無料にしてください。
- ・病児の手術や長期治療時における付き添い家族が生活できるファミリーハウスを作ってほしい。
- ・病児が県外で手術の際、長期滞在について、交通費および滞在費の補助をしてほしい。

### ④精神障害者への医療費助成制度について(精)

- ・現状では、精神科医療通院費のみが1割の自己負担となっているが、精神科に限らず、全診療科にかかる通院医療費の自己負担額の減免を考えていただきたい。





- ・精神疾患を抱える患者は、精神疾患だけではなく、生活習慣病等の他疾患を併発していることが多いことから、一般診療科にかかる精神障害者が増加している。二次的な予防が必要である。
  - ・精神障害者の医療費助成について、身体障害者や知的障害者との格差がないようお願いします。(障)
- ⑤精神救急医療体制について、精神救急医療体制の充実をお願いしたい。(精)

#### (4) 障害児に対する支援について

##### ①視覚障害児への支援について (視)

- ・一般校へ通う障害児童も増えてきているので、十分な合理的配慮の支援をお願いしたい。
- ・視覚障害児に拡大読書機やiPad、拡大文字やデジ、点字の教科書などの支給をお願いしたい。
- ・生徒が点字学習もできるように、支援学校との連携を行ってほしい。(教育課程を設けること)
- ・視覚障害者の特性が分かるように啓発する等、視覚障害の理解のための環境整備をお願いしたい。
- ・障害(斜視、弱視)の早期発見により、少しでも障害が軽くなるような体制をすすめてほしい。

##### ②聴覚障害児への支援について (聾)

- ・新生児聴覚検査体制において聴覚に異常があるとされた場合、人工内耳を含む聴覚の補償や発音発語指導に偏り、できるだけ聴覚障害のない人に近づける視点が強く、「医療モデル」にとどまっている。将来、社会人としての生活・活動等も見据えた「社会モデル」の視点に基づき、乳幼児期から言語としての手話を習得すること、同じ聴覚障害者同士の関わりを確保することなどの施策についても進めてほしい。
- ・他市では、親子で手話を学ぶ事業を行ったり、聴覚障害児向けの放課後等デイサービス事業所がある。

##### ③心臓病児への支援について (心)

- ・体育実技ができない生徒等、管理区分表での適切な指導と体育評価が公正に行われるようにしてほしい。
- ・移動や夏や冬の気温に対応することが困難なため、エレベーターや冷暖房の設置を導入してほしい。
- ・学校でのクラス替えと教室の変更等による支援員がほしい。
- ・病児の通院等に、兄弟を預けられる一時預かりの保育体制の整備と保育料への補助を行ってほしい。
- ・治療や手術の際、入院や自己療養のために学習の空白がないようにしてほしい。
- ・術後に発達障害、言語障害等がある場合が多く、相談できるところが少ない。
- ・病児の酸素使用やワーファリン服用児について、親の学校への付き添い等は無くしてほしい。(障)
- ・ワーファリン等の薬を飲んでいても、幼稚園へ入園を断らず、入園できるようお願いします。(障)

##### ④障害児の療育について

- ・早期の障害児療育について、幼児期から言語や生活に必要な機能訓練の機会の場を増加してほしい。(手)
- ・放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブを増やしてほしい。(手)
- ・補助教員とは別に、通学を補助する人も制度化してほしい。(文)

##### ⑤障害のある子どもが余暇活動を楽しむ場、親子で楽しむレクリエーションの場が少ない。(こ)

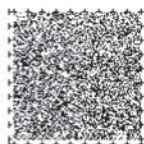
##### ⑥周りに気を使わず、行動障害の子どもと一緒にいける飲食店があるとよい。(こ)

##### ⑦特別児童手当の認定について、個々の状況に応じた総合的な認定が行われるようお願いします。(障)

##### ⑧医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるようお願いします。(障)

##### ⑨家族支援プログラムの導入と専門家育成をお願いします。(障)

##### ⑩小児慢性疾病の子どもたちが、通常学級に在籍しているので、学校看護師の設置を検討してください。(障)



## (5) 障害福祉サービスについて

### ①計画相談について

- ・相談支援事業所の増加を、計画を立てる相談専門員の増員を、計画書類等の簡略化もお願いします。(視)

### ②サービス利用について

- ・短期入所のサービスに空きが少なく、なかなか体験利用もできない。(こ)
- ・日中一時支援の単価が低いため、それぞれの状況に応じた報酬体系とし、加算なども検討してほしい。(ケ)
- ・就労継続支援の事業所について、早朝から利用者の受入れなど柔軟な対応を行ってほしい。(ケ)
- ・新サービスの「自立生活援助」について、周知と広報をお願いしたい。(文)
- ・重度訪問介護の事業所が増えるには、どのようにすれば良いか考えて欲しい。(文)
- ・視覚障害者の方が入所できる施設が少ない。(ケ)
- ・依存症患者への支援体制について、障害の特性を踏まえ、サービスのあり方を検討して欲しい。(ダ)

### ③グループホームの設置について

- ・グループホームを増やして欲しい。(手)
- ・聴覚障害者に対応したグループホームが不足しているので整備をお願いしたい。(大) (視)
- ・医療的配慮が必要な心臓病者が利用できる作業所や生活の場としてのグループホームを作ってほしい。(心)
- ・グループホームを設置する場合等に、地域住民からの反発がないよう、普段から地域において障害者への理解啓発を行って欲しい。(手)

### ④事業所運営について (ケ)

- ・一日の中で、通所系サービスを複数利用する場合があるが、なるべく一つの事業所で完結する方が、ムダが少ないように感じる。また、事業所間の送迎に加算がとれないことも課題である。
- ・特区で行っている就労継続支援B型事業について、そのサービスで働いている方を非常勤職員のような扱いとして、派遣先の事業所の職員としてカウントできないか。

### ⑤意思疎通支援事業について (聾)

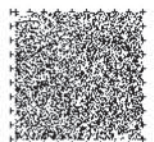
- ・手話通訳者設置事業の手話通訳者について、複数配置・報酬改定など検討する必要がある。
- ・障害者に対する理解を深めるための研修・啓発として、難聴者・中途失聴者への支援と、周囲の人々との理解を深めるための啓発講座も必要と思う。
- ・例えば、手話通訳など意思疎通支援を図るための費用を含めることで、聴覚障害利用者との意思疎通を図る必要があった場合に対応できるようにすること、事業所に手話通訳の資格を持つ職員を採用することなど、障害福祉サービス全般において意思疎通が保障される仕組みを整えてください。
- ・盲ろう者の通訳・介助員の派遣について、通訳・介助員の自家用車での移動ができるようお願いします。(障)

### ⑥重度障害者等入院時意思疎通支援事業について (文)

- ・重度障害者入院時意思疎通支援事業について、対象者を区分6だけではなく、区分5や場合によっては区分4まで対象者を広げるべき。
- ・対象者の障害種別も、意思疎通が取りづらい知的や聴覚、複数障害の重複者などにも配慮すべき。

### ⑦聴覚障害者の意思疎通の支援について

- ・介護・障害福祉サービス事業所においては、聴覚障害者の意思疎通の支援について、ほとんど期待できない状態にある。(聾)
- ・市で、手話通訳士を正規職員として配置し、障害福祉サービスの適切な利用を促す方策をお願いします。(障)





## ⑧聴覚障害者の障害福祉サービスの利用について（大）

- ・現状では、聴覚障害者の方にとって、まだまだ障害福祉サービスの情報が不足しており、サービス利用に繋がっていないケースもあるので、周知に努めてほしい。
- ・聴覚障害があることで、本人が不在のまま周りの者が支援内容を決めることがあり、本人が主体となった支援がなされておらず、本人のニーズを満たしていないという課題がある。
- ・聴覚障害者に対応するために手話ができる職員を配置したデイサービスが少ないことから、聴覚障害者が身近な地域で安心して通える事業所を増やしてほしい。
- ・手話で福祉サービスを指導できる方を育成し、配置してほしい。（聾）

## ⑨補装具について（盲）

- ・補聴器は両耳の支給、FM補聴器は支給条件を緩和してください。

## ⑩日常生活用具について（視）

- ・所得制限は世帯員全員を基準にしていますが、本人の所得のみを対象にしてほしい。
- ・情報・通信支援用具は、対象者、耐用年数、購入方法にも弾力的対応をお願いしたい。
- ・新しく料理用音声はかり、レベルセンサー、虹色リーダーも認めてほしい。

## ⑪成年後見制度について、市はより積極的な役割を果たしてほしい。（手）

**（6）障害者の移動について**

## ①同行援護サービスについて（視）

- ・同行援護サービスの支給量がまだ十分ではなく、安心して利用できない状況にあります。
- ・同行援護サービスでタンDEM自転車の利用を認めてほしい。
- ・ヘルパーがホームヘルプの工作中に、急病などの緊急時にはガイドヘルパーとして同行援護サービスを提供できるよう仕事の規則に融通性を持たせて下さい。
- ・入院時、通院、通学にも同行援護が利用できるようにお願いします。
- ・福祉のしおりなどに同行援護の記載をもっと詳しく記載してほしい。
- ・手続きも窓口の申請が多いが、それが難しいのが視覚障害なので、それを考慮してほしい。
- ・事業者の参入やガイドヘルパーの増員が図られるように、規制の緩和や研修の機会を作っていただきたい。
- ・事業者間でネットワークを組み、利用者が利用したい時に利用できる体制作りをお願いしたい。
- ・公共交通機関が不便な地域も多いので、ガイドヘルパー運転の車での移動を認めてほしい。

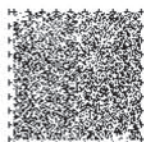
## ②移動支援サービスについて

- ・移動支援や行動援護等については、地域性にも合致した利用ができるよう、サービス基盤の整備と利用しやすさに配慮したサービス提供システムとしてほしい。（手）
- ・障害福祉課で策定している移動支援の要綱を見直して、新しく策定してほしい。また、移動支援のあり方について、当事者・事業者・市関係課で協議する場を設置してほしい。（文）
- ・通勤・通学などにサービスが使えるよう、充実させてほしい。（心）（視）（肢）
- ・病者が通院、入院、生活手段での交通に特別な配慮をしてほしい。（心）

## ③福祉有償運送について

- ・福祉有償運送事業所の開設、車両の増加が容易になるように基準を緩和し、無理のない運行ができるようにしてほしい。（視）
- ・デマンドタクシー長岡方式の導入について検討してほしい。（腎）

## ④現存のコミュニティバスを継続し、公共交通機関が少ない地域にも増やしてほしい。（視）



## (7) 雇用・就労について

### ①障害のある人の雇用について

- ・ 障害のレベルによって一般就労を希望しても出来ない人もいる。(手)
- ・ 公務員の障害者採用の拡充。(文)
- ・ ジョブコーチを増やすようお願いします。(障)
- ・ 就労面と生活支援面の両面での支援が必要であるが、生活支援面での支援が不足している。(ケ)

### ②視覚障害者への就労支援について (視)

- ・ 中途視覚障害者に相談事業を充実し、本人の意思を尊重し、生活できるようにしてほしい。
- ・ 職業訓練による職場復帰や、早く社会復帰できるように支援体制をお願いします。
- ・ 学校を卒業した方の就労先として、富山市の施設にマッサージ師として採用してほしい。
- ・ 職場などへの通勤に移動支援サービスや同行援護サービスも使えるようにしてほしい。
- ・ 視覚障害者の就労と技能の向上のための支援施設の設置が必要。(フ)

### ③聴覚障害者への就労支援について (聾)

- ・ 聴覚障害者においては、手話通訳者・要約筆記者を配置することや音声情報を目で見えるようにする等の配慮が必要であり、また、職場におけるキーパーソン(障害についての理解のある人)が必要である。

### ④知的障害者の就労支援について (手)

- ・ 支援学校卒業後に、行動障害のため特別な配慮を必要とする人であっても、スムーズな受け入れが進むよう支援体制を整備してほしい。
- ・ 優先調達などによる、事業所の意識改革や多様な就労の場の開拓等については、その成果を検証し、障害者がより地域で自立した生活を送ることができるよう具体的な支援体制ができるようお願いしたい。

### ⑤心臓病者の就労支援について (心)

- ・ 病者との相談を柱に、就労について、病者の体調に合わせた適切な指導が必要。
- ・ 外見上、心臓病者とわかりづらいため、職場での配慮が足りず、退職に至るケースもある。
- ・ 心臓病者が安心して職業訓練を受けられる、職業校と専門医との連携を図ってほしい。

### ⑥ピア相談業務を遂行するため (自)

- ・ 移動保障に加え、筆記などの事務補助が必要である。

### ⑦福祉的就労について

- ・ 一般企業を離職した障害者が、就労系サービスに繋がるよう支援してほしい。(こ)
- ・ A型のサービス利用を辞めた方について、仕事の対する意義が見出せず、事業所内での人間関係が上手く構築できなかったケースが多いと感じる。(ケ)

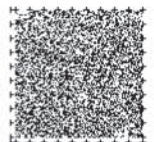
## (8) 地域移行について

### ①貸家住宅手当について

- ・ 地域移行にあたり、一番のネックは家探し、そして毎月の家賃の支払。重度の障害者には「貸家住宅手当金」があれば良い。(文)

### ②地域の受け皿について

- ・ 現在、国では、早期退院を掲げているが、地域の受け皿が整っていない状況である。(精)
- ・ グループホームの増設や障害者が入居できるアパートを作る等、地域の受け皿を整えていただくとともに、退院時には必ず家族、地域の支援者等を含めた会議を開催し、地域住民にも理解を広める等、本人だけでなく家族も安心して退院できるような取組をしていただきたい。(精) (障)





- ・入所していた障害者が、自宅ではなく、グループホームへ移行することが本当に地域移行であるのか。(こ)

## (9) 地域生活について

### ①障害のある人の「親亡き後」の支援について

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者の生活を地域全体で支える体制構築のため、「地域生活支援拠点等」の整備に向けて、富山市においても積極的に取り組んでいただきたい。(手)
- ・「地域生活支援拠点」を国の責任で確保するよう要望してください。(障)
- ・事業所や施設、グループホーム、あるいは地域での高齢化に対応した医療と連携した支援システムを立ち上げていただきたい。(手)
- ・親亡き後、高齢者・重度者が安心して暮らせる終の棲家としては、グループホーム、ケアホームよりも小規模入所施設の方が医療や介護等も含めた厚い世話を受けられるという意味で、適切だろうと思いますので、新しい施設のあり方を検討し、整備に向けて一歩を踏み出していただきたい。(手)
- ・入所施設内で適切な医療を受けられる環境を整えたり、入所施設内に高齢者専用の入所施設やケアホームを設置する等、障害者が安心して老後を過ごせるよう、障害者施策と高齢者施策が柔軟かつ適切に連携されるようお願いしたい。(手)

### ②視覚障害者の地域生活について (視)

- ・地域住民の偏見をなくし、視覚障害に理解がすすみ、お互いのコミュニケーションがとりやすくなるように、見守りなど協力していただけるように啓蒙の更なる推進をお願いします。
- ・地域ケアネットが進められていますが、まだまだ浸透していないので、もっと推進していただきたい。
- ・地域、家庭で意欲をもって生活できるように、視覚障害者のリハビリテーション（心のケア、家の中での移動、地域での移動なども）が容易に利用できる体制づくりをお願いします。
- ・アイサポーターや、見守りサポーターの養成、マーク、バッヂなどの広報をお願いします。

### ③盲ろう児・者の実態調査について

- ・富山市として、盲ろう児・者実態調査を実施していただき、身体障害者手帳に視覚と聴覚の両方の障害のある盲ろう者宅への訪問活動を通じて、生活状況の聞き取りや制度の紹介をしていく必要がある。(盲)(障)

### ④発達障害や軽度知的障害の成人女性の支援について

- ・ライフスタイルに沿った支援（結婚、妊娠など）に具体的な支援体制をお願いします。(障)

## (10) 高齢障害者の支援について

### ①高齢障害者の障害福祉サービス利用について

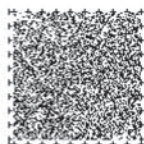
- ・障害者が65歳になっても障害福祉サービスを使いたいと要望している場合は、介護保険優先ではなく、今までの障害福祉サービスを使えるようにしてほしい。(文)(視)(障)
- ・障害者の介護移行について、利用者の事務的負担を少なくするようお願いします。(障)
- ・重度で高齢化した人に対する支援体制を考えてほしい。(身)

### ②高齢の視覚障害者の支援について (視)

- ・介護保険などの認定には、視覚特性を考えて欲しい。
- ・介護保険の事業者には、障害者に対する理解、各障害者の障害特性の理解などの研修をすすめてほしい。

### ③高齢の聴覚障害者への支援について

- ・高齢化した聴覚障害者へのサービス提供体制、意思疎通支援について改善を図ってほしい。(聾)





- ・高齢の聴覚障害者の方で、手話ができない方もいるため、共通のコミュニケーション手段が無く、意思疎通に苦労することが現場の課題となっている。(大)

#### ④介護予防について(身)

- ・介護保険に関連して認定を受けた人はリハビリのために使えるが、良くなって要支援がつかなくなるとリハビリが使えなくなる。軽スポーツなど予防的な施策を進めてほしい。

### (11) 生活環境について

#### ①バリアフリーについて

- ・バリアフリー化の再点検をお願いしたい。(身)(障)
- ・「ユニバーサルデザイン」の募集を行い、障害者のバリアフリー点検と市民・市街地・その他の地域における美化・利便性のアイデアを募集したい。(身)
- ・市営住宅の入居に関して、障害に応じたバリアフリーの配慮を行政の責任でお願いします。(障)
- ・施設整備の際には、それぞれの障害者団体の意見を聞く場を設けてください。(障)
- ・電車、バスについて、低床にしてほしい。そうすることで、障害者が外出しやすくなる。(文)
- ・聴覚障害者も使えるように文字またはイラスト表示機能のAEDの普及を図るようお願いします。(障)

#### ②視覚障害者の環境整備について(視)

- ・安全なまちづくりのため、歩道、横断歩道への点字ブロック、エスコートゾーン、また施設でのエレベータ、トイレ、階段への点字表記、音声案内などバリアフリーの推進をお願いしたい。
- ・点字、パソコンの勉強、歩行訓練などがいつでもできて、同じ障害のある人の話が聞けるような交通の便のいい気軽に立ち寄れる拠点施設の整備や人材の確保をお願いします。
- ・富山市のHPのPDFファイルを減らし、テキストファイルを増やして、利用しやすくしてほしい。PDFと併せてテキストファイルも用意してほしい。
- ・富山地方鉄道やあいの風鉄道を利用しやすくしてほしい。バスの停留所の案内の文字や音声案内、時刻表も大きな文字や点字でわかりやすく改善してほしい。

#### ③心臓病者への環境整備について(心)

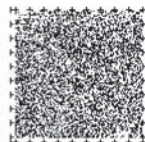
- ・一人暮らしの病者が通院、入院、手術、治療における生活が安心して行われるようにしてほしい。
- ・親が高齢になり、病児が成人し、体調が変わっていく時が心配、自立支援の充実によって、幸せな生活が送れるように望む。
- ・近年、重症児の手術が早く行われている。若い母親が園や学校の付き添いを条件にされ、働きたいが働けないため、生活が厳しいので付き添いをなくしてほしい。母親の就労支援を望む。
- ・現在の障害年金では生活が大変である。術後等級が降格されたりするので、もっと病状による生活実態を考慮してほしい。

#### ④知的障害者の環境整備について(手)

- ・知的障害者の環境整備について養護者が共依存に陥らず、子どもを社会に託していけるよう、安心できる支援体制を進めてほしい。

#### ⑤障害のある人の居住空間について

- ・居住空間として、困ったときにすぐに人が呼べるような障害者だけを集めたものではなく、障害者と一般の人達も入居できるようなケア付き住宅を作る必要がある。(文)
- ・透析施設併用型入居施設を誘致、開設できるよう助成をお願いします。(障)



## ⑥障害者スポーツについて

- ・視覚障害者が一人でも楽しめるスポーツ施設、ウォーキングロードなどの整備が望まれています。(視)
- ・障害者がスポーツ施設で卓球を利用する際に、会場の確保に苦労している。(こ)

## ⑦駐車場について

- ・車いす専用駐車場に内部障害者等も停められるよう、障害者用マークの配布に工夫をお願いします。(障)
- ・精神障害者保健福祉手帳2級の者についても、市営駐車場利用料の減免対象としていただきたい。(精)

## ⑧周りに気を使わず、行動障害の子どもと一緒にいける飲食店があるとよい。(こ)

## (12) 防災対策・災害時のニーズについて

## ①障害のある人の防災対策について

- ・防災対策について知らないことが多い、慣れていない。地域のサロンにちょっとした防災に関心をもてるような資料を出してほしい。(身)
- ・障害者の防災・災害時の避難体制の確立について、必ず近所・共助・公助に頼るほかないこととなるため、具体的に町内会等でどのような取り組みをすればよいかまとめていただきたい。(身)
- ・一般の避難所では生活が不可能だったりするので、障害者が出入りできる避難所を確保してもらいたい。(文)
- ・地域の交番に、在宅の障害者が何処にいるか把握しておいてほしい。(こ)
- ・各地域で、民生委員と相談員を上手く連携してもらう必要がある。(こ)
- ・地域の在宅障害者の情報について、個人情報への壁があり、地域での情報が少なく、連携に苦労している。(こ)

## ②視覚障害者の防災対策について(視)

- ・自治振興会や、関係福祉団体に対し、視覚障害者国際シンボルマークを浸透、普及させてほしい。また、災害時等、そのシンボルマークを身に付けた者への支援体制を構築してください。
- ・福祉避難所が、富山県視覚障害者福祉センターになっていることを関係者、職員に周知徹底を図ってほしい。また、センターにもぜひ備蓄品も平時から完備してほしい。加えて福祉避難所をもっと増やしてほしい。
- ・災害時における各小学校区一次避難所に、各障害に対応できる福祉避難室の設置をして頂きたい。
- ・地域の防災訓練を行い、要援助者を明確にし、把握ができていようにしてほしい。

## ③知的障害者の防災対策について(手)

- ・災害時に、知的障害者が安心して避難できる福祉的避難所や、一般避難所での専用スペースの確保等、障害特性に配慮した避難が可能な対策をお願いしたい。
- ・知的障害者と高齢の親という家庭が増加しているため、地域での情報共有や連携体制の構築をお願いしたい。

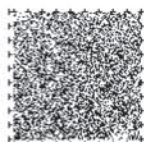
## ④心臓病者の防災対策について(心)

- ・自力で避難できない心臓病児が震災などの緊急時に取り残されないよう、安全で避難できるよう、日頃からの対応マニュアルの作成や連絡カード、心臓手帳の携帯など、体制づくりを行うよう指導してほしい。
- ・避難所、救護所、福祉避難所等障害者が安心して対応できるようマニュアル作成し、指導してほしい。

## (13) 障害者差別の解消について

## ①障害者差別解消の普及・啓発について

- ・障害者差別解消法の対応要領の効果的な運用が望まれる。(聾)





- ・県民いきいき条例や差別解消法があるにもかかわらず、まだまだ一般の人々の意識が変わっていないので、市でも広報活動を積極的に行ってほしい。(文)
- ・地域、企業などへの各障害理解を深める啓発、啓蒙をすすめるとともに、もっと障害特性をみてほしい。(視)
- ・地域住民の偏見の排除につとめ、交流をはかれるようにしてほしい。(視)
- ・学校、地域（保護司）、刑務所などで啓発活動を行っている。(ダ)
- ・少しずつ障害への理解が進んでいると感じている。(こ)
- ・小さい頃から障害者と接することで、障害への理解が深まると思う。(こ) (精) (手) (文)
- ・差別解消を進めるため、引き続き、市民の意識改革のための啓発活動をお願いします。(障)
- ・障害の「害」の字を、ひら仮名表記としてはどうか。(ケ)
- ・窓口で身分証明書の提示を求める際、「運転免許証をお持ちですか」と質問することがないよう指導してください。(障)
- ・コミュニケーション支援として、音声、点字資料などの作成が容易になればよい。(視)

## ②合理的配慮について

- ・差別、合理的配慮に対してそれぞれ個人差があり、訴えることができない人や世間体を気にする障害者の泣き寝入りが見られる。(身)
- ・合理的配慮をすすめるために地域や、企業に支援（市補助金等）を行い、段差解消等をお願いします。(視)
- ・合理的配慮について、まだ周囲の理解が足りていないと感じることがある。(手)
- ・まずは、地方公共団体（官公庁）から合理的配慮の浸透の徹底を図るべき。(文)
- ・障害のある方が気軽に参加できるイベントや講演会が少ないので、障害児者と健常児者が一緒に参加交流できるイベントや講演会を企画してほしい。(文)
- ・当事者団体も積極的に参加し、広報等を活用することで、より広がりのある社会になるのではないかと。(文)

## ③選挙について

- ・選挙における広報の点字、音声、拡大文字化。選挙の点字資料は、事前に配布をお願いしたい。(視)
- ・投票所でのトラブル解消のため、職員への点字の理解をもっと進めてほしい。(投票用紙の裏表) (視)
- ・障害のある人の選挙権行使については、投票所においての理解や対応が進んでいるが、知的障害者に対する合理的配慮や、選挙権行使の具体的支援など、また関係者の理解などを進めていただきたい。(手)

## ④盲導犬について

- ・盲導犬使用者に対し、飲食店の入店拒否、宿泊施設への入館拒否、タクシー等の乗車拒否が起らないようにしてください。(視) (障)
- ・盲導犬の医療費や予防接種を公費負担にするようお願いします。(障)

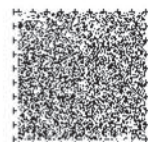
## ⑤聴覚障害への理解促進について

- ・市民への対応もあるが、聴覚障害のある職員への対応を考慮してほしいと思う。(聾)
- ・地域包括支援センターやケアマネージャーへ聴覚障害者の理解促進を図ってほしい。(大)
- ・手話への理解、聴覚障害者へのかかわり方、聴こえない方への理解を皆さんに深めてほしい。(大)

## ⑥手話言語・障害者コミュニケーション条例について (盲)

- ・手話言語条例に加え、要約筆記・点字・音訳・そのほか、情報・コミュニケーション支援が必要な障害者の情報保護やコミュニケーション推進を目的とした、情報コミュニケーション条例を制定してください。
- ・研修についてもなかなか理解が進んでいない。窓口で手話での対応ができるようにしてほしい。

## ⑦市や施設の職員や民生委員などを対象とした盲ろう者向け福祉ワーカー研修会を実施してください。(盲)



**⑧ 依存症患者の差別解消について (ダ)**

- ・各団体の中でも、まだまだ依存症に対し、無知であり、避けてしまっているようにも見られる。支援側に理解や認知が広がれば、依存症者への偏見もへると思う。

**⑨ オストメイトへの理解促進について (オ)**

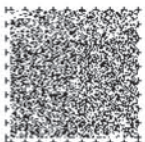
- ・気兼ねない入浴やトイレの使用、あるいは災害時の装具やトイレの備蓄など、これらはオストメイトが安心して暮せる社会の実現のために必須の公益事業であり、当会が単独でできることではなく、広く社会全般に伝え、その理解と共感を得て事業を進める必要がある。
- ・病院ではストマの生活について、詳細な情報提供がないようなところもあるようなので、サロンに参加して情報を得てほしい。

**⑩ 学校の教育課程について**

- ・学校の教育課程の中で、障害者に関わる機会を増やしてもらいたい。またより専門的な知識をもった人材を活用し、障害に関する教育を行ってもらいたい。(精) (肢)
- ・学校でのてんかんの知識普及に尽力してください。必要があれば、講師の派遣など協力いたします。(障)
- ・差別や偏見をなくすインクルーシブ教育の実現に取り組むため、担任だけでは対応ができない場合は、速やかに支援担当の加配をお願いします。(障)

**(14) その他について**

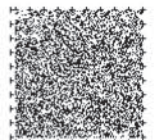
- ① 障害者団体の育成支援事業について、協会だけでなく、他の団体についても新しい会員がなかなかいない状況である。(身)
- ② 社会参加事業の推進について、行程が厳しく参加できないことがある。(身)





## 2 第5期富山市障害福祉計画・第1期富山市障害児福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成29年4月～10月	障害者のニーズ把握のための障害者団体等に対するヒアリング (ヒアリング実施団体は計20団体)
平成29年8月2日	第1回富山市障害児福祉計画策定懇話会 ○富山市の障害児の現状について ○第1期富山市障害児福祉計画に係る基本指針のポイント ○第1期富山市障害児福祉計画策定について
平成29年8月31日	第1回富山市障害者自立支援協議会 ○富山市の障害福祉の現状について ○第5期富山市障害福祉計画に係る基本指針のポイント ○第5期富山市障害福祉計画策定について
平成29年10月25日	第1回富山市障害児福祉計画策定関係所属意見交換会 ○富山市の障害児の現状について ○第1期富山市障害児福祉計画に係る基本指針のポイント ○第1期富山市障害児福祉計画策定について
平成30年1月10日	第2回富山市障害者自立支援協議会 ○第5期富山市障害福祉計画および 第1期富山市障害児福祉計画の素案について ・計画の成果目標 ・計画の施策の体系 ・障害福祉サービス等の活動目標（見込量）
平成30年1月17日	第2回富山市障害児福祉計画策定懇話会 ○第1期富山市障害児福祉計画の素案について ・計画の成果目標 ・計画の施策の体系 ・障害児通所系サービスの活動目標（見込量）
平成30年1月18日～1月31日	パブリックコメントの実施（市ホームページ等）
平成30年2月16日	第3回富山市障害者自立支援協議会 ○第5期富山市障害福祉計画および 第1期富山市障害児福祉計画（案）について ・パブリックコメントの結果について



### 3 富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること。
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること。
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

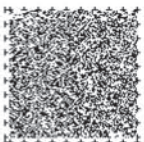
第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。





(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

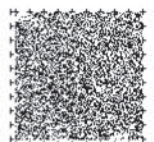
平成26年2月1日からの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附則

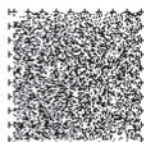
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



## 4 富山市障害者自立支援協議会委員名簿

20人

委嘱区分		氏名	役職名	備考		
学識経験者等		宮田 伸 朗	富山国際学園富山短期大学学長	会長		
		麻生 光 男	医師（知的・精神）、富山県心の健康センター所長	委員		
		塚田 彰	医師（身体）、黒部温泉病院院長	委員		
行政	国の機関	森本 滋	富山労働局職業安定部職業対策課長	委員		
関係機関		当事者及び家族				
		岡本 武 勇		富山市身体障害者福祉協議会会長	委員	
		服部 隆 則		富山市手をつなぐ育成会会長	委員	
		折江 鈴 子		富山市精神障害者家族会等連絡会会長	委員	
		教育		荻布 知寿子	富山県立しらとり支援学校校長	委員
		福祉等		野尻 昭 一	富山市社会福祉協議会会長	副会長
				山村 敏 博	富山市民生委員児童委員協議会会長	委員
				山方 功	富山市自治振興連絡協議会副会長	委員
				竹 邦 子	富山県難病相談・支援センター統括相談・自立支援員	委員
				野口 雅 司	富山市地域包括支援センター連絡協議会会長	委員
				井波 博 典	障害者支援施設高志ライフケアホーム所長	委員
				土居 恵利子	社会福祉法人セーナー苑副苑長	委員
				金子 かつよ	社会福祉法人フレンドリー会理事長	委員
				澤田 和 秀	社会福祉法人秀愛会理事長	委員
		医療及び保健		吉山 泉	公益社団法人富山市医師会会長	委員
				大井 きよみ	公益社団法人富山県看護協会会長	委員
		事業者		富田 光 國	富山商工会議所理事・事務局長	委員





## 5 富山市障害児福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な意見聴取、意見交換等を行うため、富山市障害児福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見聴取、意見交換等を行うものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関すること。
- (2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害児支援に関すること。

(委員)

第3条 懇話会の委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験者、医療保健関係者、教育関係者、障害児支援団体関係者、障害児通所支援事業所等関係者その他の障害児支援について識見を有する者のうちから市長が依頼するものとする。

(懇話会の開催)

第4条 市長は、懇話会の開催にあたっては、あらかじめ、開催の日時、場所等を委員に対し通知するものとする。

(懇話会の運営)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

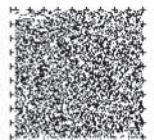
第6条 懇話会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

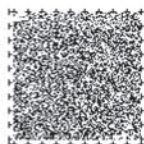
この要綱は、平成29年7月3日から施行する。



## 6 富山市障害児福祉計画策定懇話会委員名簿

9人

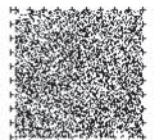
区分	氏名	役職名	備考
医療保健 関係者	八木 信一	富山大学医学部臨床教授、富山県小児科医会理事 富山市医師会理事（小児医療的ケア・在宅小児医療担当）	会長
	石丸 敏子	公益社団法人富山県看護協会専務理事	委員
障害児（者） 団体代表	服部 隆則	富山市手をつなぐ育成会会長	委員
	藤澤 喜一	富山県重症心身障害児（者）を守る会会長	委員
事業所 関係者	橋本 伸子	富山市恵光学園園長	委員
	喜多 聡美	富山型デイサービス／富山ケアネットワーク副会長 （特定非営利活動法人ありがた家代表）	委員
教育 関係者	荻布 知寿子	富山県立しらとり支援学校校長	委員
	深川 美穂子	富山県立富山総合支援学校校長	委員
学識 経験者	宮 一志	富山大学人間発達科学部教授	委員





## 7 用語解説 (50音順)

行	用語	説明	頁*
あ	アクセシビリティ [accessibility]	場所や情報、さまざまなシステムへのアクセスのしやすさを示す言葉。年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要な情報にたどり着け、不自由なく利用できるかどうかの度合いを示す。	33
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。	7
	インフォーマルサービス	近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要介護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組が可能である点が特徴といえる。	6
か	グループホーム (共同生活援助)	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス的一种であるグループホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。	17
	ケアマネジメント [care management]	障害のある人とその家族の意向を踏まえ、各種サービスを調整し、適切で効果的なケアを提供し、地域における生活の支援を行うこと。	32
	権利擁護	自らの意思を表明することが困難な知的障害のある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。	5
さ	障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月施行）」の略称。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に、障害のある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。	20
	障害保健福祉圏域	障害者福祉施策を推進するうえで、一市町村のみでは対応できない広域的な事業等を推進する単位。富山県の障害保健福祉圏域は、富山・高岡・新川・砺波の4圏域で、本市は、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町で構成する富山圏域に属している。	3
	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者に、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。	2



さ	成年後見制度	知的障害、または精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方について、成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら、財産管理や契約の代理などを行うことで、本人を保護・支援する制度。	20
た	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。	27
な	ノーマライゼーション (normalization)	障害のある人もない人も分け隔てなく、普通に共存できる社会こそがノーマル（正常）な状態であるという理念のもと、そうした正常な社会を創造していこうとする活動や施策。	2
は	発達障害	発達障害者支援法第2条において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。	12
	パラリンピックレガシー	2020東京パラリンピック競技大会によってもたらされる、未来に引き継がれる財産。	80
	バリアフリー (barrier free)	住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。	5
	包容（インクルージョン）	社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）は、「全ての人々を孤独、孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包む支え合う」という理念である。	7
ま	メンタルヘルスサポーター	富山市から委託を受けた心の健康づくりのボランティアをいう。メンタルヘルスの研修を重ね、地域での相談や、心の健康に関する情報の紹介などを行っている。	36
や	ユニバーサルデザイン (universal design)	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、どのような人でも利用しやすいよう都市や生活環境を計画・設計する考え方。	4
	ユニバーサルデザイン2020 (ニーゼロニーゼロ) 行動計画	2020年東京パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けた、「ユニバーサルデザインのまちづくり」や「心のバリアフリー」を推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において決定された。	24
ら	レスパイト	「休息」「息抜き」「小休止」という意味。在宅介護の利用者が、障害福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等の支援者が一時的に介護から解放され、休息をとることなどをさす。	62

\* 頁欄：該当の用語が使われている最初のページ番号（目次を除く）を記載しています。

